平成２１年（フ）第７６号
京都府与謝郡与謝野町字温江2541番地１　町営尾の上団地23号
債務者　橘　喜久雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第７７号
京都府与謝郡与謝野町字温江2541番地１　町営尾の上団地23号
債務者　橘　　桃代（旧姓倉）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３６０３号
大阪市旭区高殿５丁目12―６―612号室、住民票上の住所大阪府堺市西区下田町23番10―901号
債務者　黒﨑　信明
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１５１号
大阪市旭区高殿６丁目21番１―315号
債務者　廣澤　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４８４号
大阪府茨木市中津町７番14号
債務者　玉置　　均
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８９号
大阪府大東市曙町６番512号
債務者　杉本　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０５号
大阪市此花区梅香１丁目５番６号
債務者　平井　節子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３６号
大阪市東住吉区中野１丁目２番２号　ハイツ日殖101号
債務者　森若　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３７号
大阪市東住吉区中野１丁目２番２号　ハイツ日殖101号
債務者　森若　忠秋
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８８号
大阪市浪速区浪速西３丁目８番３―703号、主たる営業所大阪市浪速区木津川２―４―54木津川工場アパート２階Ｄ―203号
債務者　香川商店こと　香川　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４５号
大阪府豊中市服部本町５丁目１番９号
債務者　杉村塗装こと　杉村　哲郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８０号
大阪市生野区林寺２―１―18　白崎ビル402、住民票上の住所大阪府門真市大字三ツ島1105番地
債務者　奥内　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９５号
大阪市福島区玉川４丁目４番５号
債務者　吉田　廣子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０９号
大阪府八尾市久宝寺４丁目３番65―105号
債務者　柳井　直己
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４８号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目16番11号
債務者　中野　光明
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５１号
大阪市浪速区久保吉１丁目５番１―103号
債務者　百々　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５６号
大阪市住吉区我孫子４丁目10番26号
債務者　前川　　猛
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部